

# 「企業行動憲章 実行の手引き」 第9版の改訂について

2022年12月13日 -般社団法人 日本経済団体連合会

## 経団連「企業行動憲章」および「企業行動憲章 実行の手引き」

- 「企業行動憲章」 とは、経団連の会員企業・団体 (1494社。業種別全国団体108団体、 地方別経済団体47団体等) に対し、経団連が遵守を求める行動原則。
- ■1991年9月14日に制定。その後、企業をとりまく環境変化に対応し、5回改定。
- 直近では2017年、「Society 5.0 for SDGs」を柱に、企業行動憲章・同実行の手引きを全面改定。

## <企業行動憲章および同実行の手引きの位置づけ・構成>

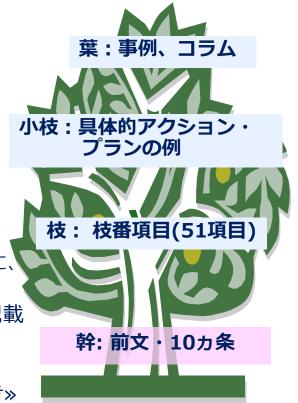
- I. 企業行動憲章「本文」: 前文・10ヵ条
- ◇会員企業・団体に遵守を求める行動原則 →企業行動の中核的価値

## Ⅱ. 序文

◇企業行動憲章が求める企業行動の今日的意義

## Ⅲ.企業行動憲章「実行の手引き」

- ◇企業行動憲章の精神を自主的に実践するための参考資料
  - →企業は、業種·業態、事業の特徴、経営理念等を踏まえ、 手引きを参考に、 具体的な行動のあり方を工夫
- ◇「実行の手引き改訂の背景」の記載後、10の条文ごとに以下を記載
- (1) 《背景》
- (2) 枝番項目(51項目):
  - «基本的心構え・姿勢»«具体的なアクション・プランの例»«参考»
  - ※その他、必要に応じて、「コラム」を掲載



## 「実行の手引き」改訂の背景

## 「企業行動憲章 一持続可能な社会の実現のために一」 2017年改定における主な視点

- 持続可能な社会の実現を牽引する企業の役割
- Society 5.0 の実現を通じたSDGsの達成 (Society 5.0 for SDGs)
- ESGに配慮した経営の推進
- 人権を尊重した経営

● 組織的な危機管理

● サプライチェーンに対する行動変容の促進

● 多様な組織との協働

## SDGsの経営への統合の着実な進展

(金融資本市場における意識の高まり)

## 世界が直面する複合的な危機

- 気候変動や生態系崩壊の危機など地球環境問題の深刻化
- 新型コロナウイルス感染症の世界的規模での経済・社会への構造的影響
- 行き過ぎた株主資本主義のもとで進行していた格差の拡大
- ロシアのウクライナ侵略による世界平和と安全保障への脅威

## 「実行の手引き」第9版の改訂の主旨

- 2017年に改定した「企業行動憲章」本文(前文·条文)は、持続可能な社会の 実現を目指す企業行動を求めるものであり、今回は改定しない。
- 憲章改定後の国内外の動きや、それに伴う経団連のPolicy & Actionと企業の 実践等を踏まえ、企業行動のバージョンアップ・加速化を目指し、①企業行動憲章 の「序文」、②「企業行動憲章 実行の手引き」(改訂の背景・各章の記述)を改訂。

## 【序文】ーサステイナブルな資本主義の確立を目指して一

「サステイナブルな資本主義」の確立を目指した、 社会性の視座に立脚した企業行動の実践

### 具体的には・・・

- 1.人権を尊重し、働き方の変革と人への投資を行いつつ、 グリーントランスフォーメーションやデジタルトランスフォーメーションを通じて社会的課題の解決を目指し、 社会や個人のウェルビーイングの向上に貢献。
- 2. 多様なステークホルダーとの新たな価値の協創によって、持続的な成長を実現。
- 3. 自社のみならず、グループ企業、サプライチェーンにも行動変革を促すことで、持続可能性と強靭性を確保し、世界で起きているさまざまな危機に対応。

## 「序文-サステイナブルな資本主義の確立を目指して-」(全文)

持続可能な社会の実現に向けて、「Society 5.0 for SDGs」を柱に、2017年に企業行動憲章を大幅に改定してから、5年が経過した。その間、金融資本市場における意識の高まりと相まって、SDGsを経営に統合する企業は着実に増えている。

一方、世界は今、さまざまな危機に直面している。気候変動や生態系崩壊の危機といった地球環境問題が深刻化していることに加え、2020年から猛威を奮い始めた新型コロナウイルス感染症は、世界的な規模で経済や社会に構造的な影響をもたらした。いずれの危機も、とりわけ社会の最も弱い人々に打撃を与え、行き過ぎた株主資本主義のもとで進行していた格差を拡大させた。さらに、2022年2月に勃発したロシアによるウクライナ侵略は、世界の平和と安全保障に大きな脅威を与え、食料やエネルギーをはじめとした連鎖的な危機を誘引している。

こうした予見できない、複合的な危機を乗り越えるため、経済界は、「サステイナブルな資本主義」の確立を目指して、地球環境の保全、公正で公平な社会の実現、産業競争力の強化を通じた成長と分配の好循環、分厚い中間層の形成、有事対応への備えなどを推進していく必要がある。そのため、社会性の視座に立脚した企業行動を実践していくべきである。具体的には、企業は、人権を尊重し、働き方の変革と人への投資を行いつつ、グリーントランスフォーメーションやデジタルトランスフォーメーションを通じて社会的課題の解決を目指し、社会や個人のウェルビーイングの向上に貢献していく。同時に、多様なステークホルダーとの新たな価値の協創によって、持続的な成長を実現することが重要である。さらに、自社のみならず、グループ企業、サプライチェーンにも行動変革を促すことで、持続可能性と強靭性を確保し、世界で起きているさまざまな危機に対応する必要がある。

会員企業は、持続可能な社会の実現が企業の発展の基盤であることを認識し、「サステイナブルな資本主義」への転換を加速し、ESG(環境・社会・ガバナンス)を考慮した経営の推進によって、より一層、Society 5.0の実現を通じたSDGsの達成に向けて行動する。

ここに改めて、会員企業は、本憲章の精神を遵守し、自主的に実践していくことを宣言する。

## 「実行の手引き」における主な改訂ポイント(キーワード)

改訂の背景/章	改訂ポイント
改訂の背景	<ul> <li>企業を取り巻く環境</li> <li>✓ 求められる複合的な危機への対応</li> <li>✓ SDGsの進捗状況</li> <li>✓ 人間の安全保障[コラム]</li> <li>✓ サステナブル・ファイナンスの拡大</li> <li>サステイナブルな資本主義の確立を目指す、経団連の「。新成長戦略」</li> </ul>
第   章 持続可能な経済成長と 社会的課題の解決	<ul><li>デジタルトランスフォーメーション(DX)</li><li>スタートアップ振興</li><li>AI倫理の遵守[コラム]</li></ul>
<b>第2章</b> 公正な事業慣行	<ul><li>取引適正化によるサプライチェーン全体の共存共栄関係の構築</li><li>✓「パートナーシップ構築宣言」等の趣旨を踏まえた、適正な取引</li></ul>
第3章 公正な情報開示、ステーク ホルダーとの建設的対話	<ul><li>株主・投資家等との建設的な対話に資する適切な情報開示</li><li>✓ コーポレートガバナンス・コード、スチュワードシップ・コードの再改訂</li><li>ステークホルダーとの対話・協働に向けた情報開示、双方向での継続的な対話</li></ul>
第4章 人権の尊重 (2021年12月改訂、 今回、その後の動きを踏まえ さらに改訂)	<ul><li>■ 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に沿った取り組み</li><li>● 人権デュー・ディリジェンスの実施</li><li>● 人権侵害の未然防止と是正</li></ul>

章	改訂ポイント
<b>第5章</b> 消費者・顧客との 信頼関係	<ul><li>● 持続可能な消費と生産〔コラム〕</li><li>● 消費者・顧客の多様性に配慮した商品・サービスの提供</li><li>✓ 障害者差別解消法改正…「合理的配慮の提供」の義務化</li></ul>
<b>第6章</b> 働き方の改革、 職場環境の充実	<ul> <li>エンゲージメント向上に資する環境整備、働き方改革</li> <li>DE &amp; I (ダイバーシティ、エクイティ&amp;インクルージョン)</li> <li>人への投資         <ul> <li>従業員の主体性を尊重してスキルアップ等の支援</li> </ul> </li> </ul>
<b>第7章</b> 環境問題への取り組み	<ul> <li>カーボンニュートラル、グリーントランスフォーメーション(GX)</li> <li>環境統合型経営の推進         <ul> <li>事業活動への気候変動対策、資源循環(サーキュラーエコノミー)、 生物多様性保全などの幅広い環境活動の取り込み</li> </ul> </li> </ul>
<b>第8章</b> 社会参画と発展への貢献	<ul><li>● 社会的課題解決に資するビジネスと社会貢献活動の相乗効果</li><li>● エンゲージメント向上の視点からの従業員の社会参加支援</li></ul>
<b>第9章</b> 危機管理の徹底	<ul><li>● 経済安全保障の確保 [枝番項目の移動・新設]</li></ul>
第10章 経営トップの役割と 本憲章の徹底	<ul> <li>経営トップのリーダーシップと責務</li> <li>✓ 価値創造と企業倫理 [枝番項目の整理]</li> <li>✓ 取締役会による実効性の高い監督</li> <li>サステナビリティ経営 (サステナビリティを経営に組み込む)</li> <li>インパクト評価、SDGインパクト[コラム]</li> </ul>

※DX、GX、スタートアップ振興、持続可能で強アなサプライチェーンの構築、ステークホルダーエンゲージメントについては、 関連する他章でも強調

## 【新旧対照表】背景項目および枝番タイトル

旧版(2017 年版)	改訂版(2022 年)				
第1章 持続可能な経済成長と社会的課題の解決					
イノベーションを通じて社会に有用で安全な商品・サービスを開発、提供し、持続可能な経済成長と社会的課題の解決を図る。					
背景	背景				
(1) SDG s の達成 <u>と企業の役割</u>	(1)SDGsの達成				
(2) 企業の <u>イノベーション</u>	(2)企業の <mark>役割</mark>				
<del>(3)Society 5.0の実現</del> (背景(2)へ統合)	<u>(3)</u> イノベーションを引き起こす環境構築				
<u>(4)</u> イノベーションを引き起こす環境構築					
$1-1$ Society 5.0 の実現に向けた $\underline{4}$ ノベーションを図る。	1-1 Society 5.0の実現に向け <u>デジタルトランスフォーメーシ</u>				
	ョンを推進する。				
1-2 商品・サービスの品質と安全性を確保する。	1-2 商品・サービスの品質と安全性を確保する。				
1-3 持続可能で強靭な社会インフラの開発・維持に努め、積極	1-3 持続可能で強靭な社会インフラの開発・維持に努め、積極				
的に展開する。	的に展開する。				
1-4 地域の状況や特性を踏まえて地域の産業基盤の強化に努め	1-4 地域の状況や特性を踏まえて地域の産業基盤の強化に努め				
る。	る。				
1-5 個人情報の保護を図りつつ、データの利活用を通じて <u>イノ</u>	1-5 個人情報の保護を図りつつ、データの利活用を通じて <u>デジ</u>				
<u>ベーションの創出に努める</u> 。	<u>タルトランスフォーメーションを推進する</u> 。				
1-6 知的財産権の保護の重要性を浸透させるとともに、知的財	1-6 知的財産権の保護の重要性を浸透させるとともに、知的財				
産を適切に活用する。	産を適切に活用する。				
1-7 オープンイノベーション、ステークホルダーとの協働に取	1-7 <u>積極的な</u> オープンイノベーション <u>を促進するとともに、社</u>				
り組む。	<u>会全体でスタートアップ振興</u> に取り組む。				
コラム: <u>サイバー空間と現実空間の融合</u> による Society 5.0	コラム: <u>AI 倫理の遵守</u> による Society 5.0 <u>の実現</u>				

#### 第2章 公正な事業慣行

公正かつ自由な競争ならびに適正な取引、責任ある調達を行う。また、政治、行政との健全な関係を保つ。

#### 背景

- (1)公正かつ自由な競争を促進するための独占禁止法の重要性
- (2) 国際的な競争法の執行・運用状況の変化
- (3) 下請等中小企業の取引条件の改善
- (4) 持続可能な社会の発展を支える調達の重要性
- (5) 健全かつ正常な政治、行政との関係の構築
- 2-1 競争法の遵守につき、社内での徹底を図る。
- 2-2 適正な取引<u>方針を確立</u>するとともに、持続可能な社会の発展を支える責任ある調達を促進する。
- 2-3 安全保障貿易管理に関する法令の遵守を徹底するために必要な体制を整備する。(9-7 へ移設)
- 2-4 不当な利益などの取得を目的とする贈収賄を行わない。
- 2-5 政治、行政と透明度が高い関係を構築するとともに、政策 本位の政治の実現を支援する。

- (1)公正かつ自由な競争を促進するための競争法の重要性
- (2) 国際的な競争法の執行・運用状況の変化
- (3) 取引適正化によるサプライチェーン全体の共存共栄関係の構築
- (4) 持続可能な社会の発展を支える調達の重要性
- (5) 健全かつ正常な政治、行政との関係の構築
- 2-1 競争法の遵守につき、社内での徹底を図る。
- 2-2 <u>パートナーシップ構築宣言等の趣旨を踏まえ、</u>適正な取引を<u>徹底</u>するとともに、持続可能な社会の発展を支える責任 ある調達を促進する。
- $2-\frac{3}{2}$  不当な利益などの取得を目的とする贈収賄を行わない。
- 2-4 政治、行政と透明度が高い関係を構築するとともに、政策本位の政治の実現を支援する。

#### 第3章 公正な情報開示、ステークホルダーとの建設的な対話

企業情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、企業をとりまく幅広いステークホルダーと建設的な対話を行い、企業価値の向上を図る。

#### 背景

- (1) 企業の持続的な成長の実現に向けた建設的な対話の重要性
- (2) 適切な情報開示
- (3) 幅広いステークホルダーへの説明責任や双方向コミュニケ ーションの重要性

- (1) 企業の持続的な成長の実現に向けた建設的な対話の重要性
- (2) 株主・投資家等との建設的な対話に資する適切な情報開示
- (3) 幅広いステークホルダーへの説明責任や双方向コミュニケ ーションの重要性
- (IR)・シェアホルダーリレーションズ (SR) 活動や株主総 会を通じて、株主・投資家との建設的な対話に努める。
- 3-2 インサイダー取引の防止に努める。
- 3-3 ステークホルダーに対して、情報を適時、適切に発信する。
- 3-4 幅広いステークホルダーとの継続的な対話を通じて信頼関 係を構築する。

- 3-1 適正な開示を行うとともに、インベスターリレーションズ 3-1 適正な開示を行うとともに、インベスターリレーションズ 活動や株主総会を通じて、株主・投資家との建設的な対話 に努める。
  - 3-2 インサイダー取引の防止に努める。
  - 3-3 ステークホルダーとの対話・協働に向け、幅広いステーク ホルダーに対して、情報を適時、適切に発信する。
  - 3-4 幅広いステークホルダーとの双方向での継続的な対話を通 じて信頼関係を構築する。

第4章 人権の尊重			
すべての人々の人権を尊重する経営を行う。			
※2017年11月改訂時	※2021 年 12 月改訂済		
背景	背景		
(1)人権に関する企業の役割への期待の高まり	(1) 人権の尊重は人類共通の不可欠な価値観		
(2)人権に関する法制化の動き	(2) <u>人権を保護する国家の義務と、人権を尊重する企業の責任</u> コラム: <u>国連「ビジネスと人権に関する指導原則」制定の経緯と3本の柱</u>		
(3)人権尊重への取り組みによる企業価値向上			
(4)包摂的な社会の実現への貢献	(3) 日本政府の対応と諸外国における法制化の動き		
	(4) 企業の自主的な取組みの重要性		
	(5)人権尊重への <u>自主的な</u> 取り組みによる企業価値の向上		
	(6) 国際社会で注目される人権課題		
	(7) <u>Society 5.0 における新たな人権課題</u>		
	(8) 包摂的な社会の実現への貢献		
4-1 国際的に認められた人権を理解し、尊重する。	4-1 国際的に認められた人権を理解、尊重し、 $企業としての責任を果$		
	<u>たす</u> 。		
4-2 人権を尊重する方針を明確にし、事業活動に反映する。	4-2 人権を尊重する方針を策定し、社内外にコミットメントを表明す		
	<u>る。</u>		
	4-3 事業の性質ならびに人権への負の影響リスクの重大性に応じて、		
コラム: 人権デュー・ディリジェンス	人権デュー・ディリジェンスを適切に実施する。		
	4-4 人権侵害の発生を未然に防止し、万一発生した場合には、速やか		
	<u>にその是正に努める。</u>		
	4-5 多様なステークホルダーと連携し、人権侵害を受けやすい社会的		
に立場の弱い人の自立支援を通じて、包摂的な社会づくりに貢献	に立場の弱い人の自立支援を通じて、包摂的な社会づくりに貢献		
する。	する。		

#### 第5章 消費者・顧客との信頼関係

消費者・顧客に対して、商品・サービスに関する適切な情報提供、誠実なコミュニケーションを行い、満足と信頼を獲得する。

#### 背景

- (1)「自立した主体」として市場に参画する消費者
- (2) 商品・サービスの提供、関係を通じた満足と信頼の重要性
- (3)「持続可能な消費」に対する普及・啓発
- 5-1 商品・サービスに関する適切な情報を提供し、消費者の自立的な選択や判断を支援する。
- 5-2 消費者・顧客からの問い合わせなどに<u>は</u>誠実に対応し、<u>そ</u> の声を商品・サービスの改良や開発などに反映する。
- コラム: SDGs目標12「つくる責任つかう責任」
- 5-3 ユニバーサルデザインの普及を推進する。

- (1)「自立した主体」として市場に参画する消費者
- (2) 商品・サービスの提供、関係を通じた満足と信頼の重要性
- (3)「持続可能な消費」に関する普及・啓発
- 5-1 商品・サービスに関する適切な情報を提供し、消費者の自立的な選択や判断を支援する。
- 5-2 消費者・顧客からの問い合わせなどに誠実に対応し、商品・ サービスの改良や開発などに反映する。
- コラム: 持続可能な消費と生産
- 5-3
   消費者・顧客の多様性に配慮した商品・サービスを提供する。

#### 第6章 働き方の改革、職場環境の充実

従業員の能力を高め、多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を整備する。

#### 背景

- (1) 多様な人材の活躍に向けた環境整備
- (2) 健全な労使関係に基づく労働関係法令遵守に向けた取り組 7

- (1) 多様な人材の活躍推進とエンゲージメント向上に資する 環境整備
- (2) 労働関係法令遵守に向けた取り組み
- (3)「人への投資」に向けた取り組み
- 6-1 多様な人材の就労・活躍を可能とする人事・処遇制度を構 築し、ダイバーシティ・インクルージョンを推進する。
- 6-2 差別や不合理な格差のない雇用管理および処遇を推進す る。
- 6-3 働き方の見直しを図り、ワーク・ライフ・バランスを推進 する。
- 6-4 従業員の個性を尊重し、キャリア形成や能力開発を支援す る。
- 6-5 労働災害を防止するとともに、健康に配慮した経営を推進 6-5 労働災害を防止するとともに、健康に配慮した経営を推進 する。
- 6-6 従業員と直接あるいは従業員の代表と誠実に対話、協議す る。

- | 6−1 多様な人材の就労・活躍を<mark>促進する</mark>人事・処遇制度を構築・ 拡充し、ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン を推進する。
- |6-2||差別や不合理な格差のない雇用管理および処遇を推進す る。
- | 6-3 | 働き方<mark>改革</mark>を図り、ワーク・ライフ・バランスを推進する。
- 6-4 従業員の個性と主体性を尊重し、キャリア形成や能力開発・ スキルアップを支援する。
- する。
- |6-6 従業員あるいは従業員の代表と誠実<mark>かつ建設的</mark>に対話、協 議する。

#### 第7章 環境問題への取り組み

#### 環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件として、主体的に行動する。

#### 背景

- (1) 環境問題の多様化、地球環境問題への認識の高まり
- (2)環境法制・政策の強化の動きと経済界による自主的な取り組み
- コラム: 経団連の環境問題への自主的な取り組み
- 7-1 低炭素社会の構築に取り組む。
- 7-2 循環型社会の形成に取り組む。
- 7-3 環境リスク対策に取り組む。
- 7-4 生物多様性の保全のための取り組みを推進する。

- (1) 環境問題の多様化、地球環境問題の切迫性
- (2) 環境規制・政策の強化の動きと経済界による自主的な取り 組み
- コラム: 経団連の環境問題への自主的な取り組み
- 7-1 <u>経済成長、産業競争力の強化に取り組みつつ、カーボンニュートラルの実現を目指し、経済社会全体の変革であるグリーントランスフォーメーションを推進する。</u>
- 7-2 <u>資源の循環的・効率的な利用を推進することを通じ、環境</u> <u>負荷の低減と競争力の強化を図り、</u>循環型社会の形成<u>・サーキュラー・エコノミーの実現</u>に取り組む。
- 7-3 環境リスク対策に万全を期す。
- 7-4 <u>事業活動の基盤として必要不可欠であるとの認識のもと、</u> <u>自然保護、</u>生物多様性の保全のための取り組みを推進する。

第8章	社会参画	と発展へ	の貢献
<i>3</i> , 0 <del>-</del>			

「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

背景

- (1) 企業の社会参画の重要性
- (2) 地域社会の発展とSDGsとの関連性
- (3)「公」の担い手の広がりと制度整備の進展
- (4) 従業員の自発的な社会参加の支援
- 8-1 地域社会の文化、宗教、伝統などの特性を踏まえた活動を 通じて、ステークホルダーとの相互信頼を獲得する。
- コラム: 事業活動と社会貢献活動の融合・役割分担(背景(2)へ)
- 8-2 社会貢献活動<u>を推進する上では、自社の経営理念などを踏まえつつ、優先的に取り組む社会的課題や、それに対して自社が投入できる経営資源を特定</u>する。
- 8-3 <u>社会の発展への貢献に向けて、</u>NPO・NGO、地域社会、 行政、国連機関など幅広いステークホルダーと連携・協働 する。
- 8-4 従業員のボランティア活動を支援する。

- (1) 企業による社会参画の重要性
- (2) <u>社会的課題解決に資するビジネスと社会貢献活動の相乗効</u> 果
- (3) **SDG** s の担い手の広がりと<mark>協働</mark>の進展
- (4)従業員による自発的な社会参加の支援
- 8-1 国内外の社会的課題について情報を収集し、企業のパーパス(存在意義)や経営理念、サステナビリティに関する優先課題などを踏まえ、社会貢献活動の目的や分野、活動領域、具体的な活動等を決定する。
- 8-2 社会貢献活動の目的や社会のニーズにあわせて、投入できる経営資源、効果的な推進体制、具体的な手法を選択する。
- 8-3 NPO・NGO、地域社会、行政、国際機関、<u>スタートアップや社会起業家をはじめとする他企業</u>など、幅広いステークホルダーと連携・協働する。
- 8-4 <u>重要なステークホルダーの一つである、</u>従業員<u>による自発</u>的な社会参加を推進・支援する。

#### 第9章 危機管理の徹底

市民生活や企業活動に脅威を与える反社会的勢力の行動やテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、組織的な危機管理を徹底する。

#### 背景

- (1) 多様化・複雑化する脅威
- (2) 企業における反社会的勢力との対決姿勢、一切の関係遮断
- (3) テロへの対応
- (4) サイバーセキュリティ対策の急務
- 9-1 組織的な危機管理体制を整備する。
- 9-2 反社会的勢力を排除する基本方針を明確に打ち出し、社内 19-2 反社会的勢力を排除する基本方針を明確に打ち出し、社内 体制を確立する。
- 9-3 反社会的勢力による被害防止のために、全社をあげて法に 則して、関係団体とも連携して対応する。
- 9-4 テロの脅威に対する危機管理と対策に取り組む。
- 9-5 サイバーセキュリティの確保に努める。
- 9-6 災害発生時に備えた体制を構築し、対応する。

- (1) 多様化・複雑化する脅威
- (2) 企業における反社会的勢力との対決姿勢、一切の関係遮断
- (3) テロへの対応
- (4) サイバーセキュリティ対策の急務
- (5) 国際環境の変化
- 9-1 組織的な危機管理体制を整備する。
- 体制を確立する。
- 9-3 反社会的勢力による被害防止のために、全社をあげて法に 則して、関係団体とも連携して対応する。
- 9-4 テロの脅威に対する危機管理と対策に取り組む。
- 9-5 サイバーセキュリティの確保に努める。
- 9-6 災害発生時に備えた体制を構築し、対応する。
- 9-7 経済安全保障の確保に取り組む。

#### 第10章 経営トップの役割と本憲章の徹底

経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識して経営にあたり、実効あるガバナンスを構築して社内、グループ企業に周知徹底を図る。あわせてサプライチェーンにも本憲章の精神に基づく行動を促す。また、本憲章の精神に反し社会からの信頼を失うような事態が発生した時には、経営トップが率先して問題解決、原因究明、再発防止等に努め、その責任を果たす。

#### 背景

- (1) 経営トップの責務
- (3) 社内、グループ企業に周知徹底を図る
- (4) サプライチェーンに本憲章の精神に基づく行動を促す
- (2) 実効あるガバナンスの構築
- (5) 不祥事が発生した場合の対応
- 10-1 経営トップは、企業行動憲章の精神の実現に向けたコミットメントを表明する。
- <del>コラム: SDG s を経営に組み込む方法 (10-1 へ統合)</del>
- 10-5 自社・グループ企業に企業行動憲章の精神の周知徹底を図る。
- 10-6 サプライチェーンに企業行動憲章の精神に基づく行動を促す。
- 10-2 経営の健全性、効率性、透明性を確保するガバナンス体制を確立する。
- 10-3 企業倫理の徹底のための全社的な取り組み体制を整備し、実効性を高める。
- 10-4 通常の指揮命令系統から独立した企業倫理ヘルプライン(相談窓口)を整備・活用し、企業行動の改善につなげる。

#### 背景

- (1)経営トップのリーダーシップと責務
- (2) 社内、グループ企業への浸透
- (3) サプライチェーン全体における本憲章の精神に基づく行動の促進
- (4) 実効あるガバナンスの構築
- (5) 不祥事が発生した場合の対応
- 10-1 経営トップは、企業行動憲章の精神の実現に向けたコミットメントを表明するとともに、サステナビリティを経営に組み込む。
- コラム: 重要となるインパクト評価
- コラム: インパクト評価のマネジメントツール「SDGインパクト」
- 10-2 自社・グループ企業に企業行動憲章の精神の浸透を図る
- 10-3 <u>持続可能で強靭なサプライチェーンを構築するため、</u>サプライチェーンに企業行動憲章の精神に基づく行動を促す。
- 10-<u>4</u> 経営の健全性、効率性、透明性<u>、実効性</u>を確保するガバナンス体制を確立する。
- 10-5 企業倫理の徹底のための全社的な取り組み体制を整備し、実効性を高める。
- 10-6 通常の指揮命令系統から独立した企業倫理へルプライン(相談窓口)を整備・活用し、企業行動の改善につなげる。
- 10-7 万が一緊急事態が発生した場合には、経営トップ自らの指揮の下、速やかな事実調査と原因究明、再発防止に努める。社会への迅速かつ 的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行う。

以上